



板倉 寛

文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室長



梶田 叡一

桃山学院教育大学学長
学校法人聖ウルスラ学院理事長
日本人間教育学会会長

いよいよ全面実施 新学習指導要領 いまおさえておきたい「理念」と「評価」

教育ほっとにゅーす

2020年4月、いよいよ新学習指導要領が小学校で全面実施となり、新しい教科書を使った授業がスタートします。そこで、文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室の板倉 寛室長に、改めて新学習指導要領の理念と、学校現場で関心の深い「評価」について聞きます。また12ページでは、新学習指導要領における学習評価の在り方を改めて整理します。

新学習指導要領 全面実施！

新学習指導要領

まずおさえるべきことは

梶田 新しい学習指導要領の小学校での全面実施が、いよいよ目前に迫ってきました。

板倉 そうですね。今回の学習指導要領改訂は、中央教育審議会において470名を超える専門家や有識者の方々による、440時間以上にも及ぶ審議を経てまとめられたものです。現在の日本の教育に必要であるという自信をもって申し上げることができると思っております。

特に今回の改訂では、その学習によって「何ができるようになるか」ということを前面に示している点が大きな特徴になっていると考えております。

学習指導要領改訂というと、どうしても学習の内容の変化が話題になりがちですが、今回は「何ができるようになるか」という点が非常に重視されているというところに注目していただきたいと思っております。

梶田 確かにこれまでは「何を学ぶか」がクローズアップされてきましたが、今回は、「どのように学ぶか」も大切にされています。



かじた えいいち*1941年松江市に生まれ、米子市で育つ。京都大学文学部哲学科(心理学専攻)卒業。文学博士。国立教育研究所主任研究官、大阪大学教授、京都大学教授、京都ノートルダム女子大学学長、兵庫教育大学学長、環太平洋大学学長、奈良学園大学学長などを経て、現在、桃山学院教育大学学長、学校法人聖ウルスラ学院理事長、日本人間教育学会会長。これまでに、中央教育審議会副会長(教員養成部会長、教育課程部会長など)、大阪府私学審議会会長などを歴任。著書に『教師力の再興——使命感と指導力を』(文溪堂)、『和魂ルネッサンス』『内面性の人間教育を』(ERP)、『人間教育のために』『(いのち)の教育のために』(金子書房)、『不干斎ハビアン思想』(創元社)、『教育評価』(有斐閣)など多数。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と、学びの成果として「何ができるようになるか」。この三つのポイントのどれをも大切にしなければならぬということですね。

板倉 はい。まずそこをおさえていただくことが、大事だと思います。

新学習指導要領 全面实施！

改めて感じる 日本の教育の良さ

梶田 板倉室長はこれまで、ロンドンに赴任されていたそうですね。

私はときどき思うのですが、これま

で「日本の教育は」とか「海外では」といった言い方がされてきましたが、いま、日本の子どもが身につけておかななくてはならないことは、実はロンドンの子どもも、ニューヨークの子どもも身につけておくべきこと。あるいはパリ、北京、ニューデリー……と、どこの国、どこの街の子どもにも共通して求められているのではないかと思うんです。

今回の学習指導要領はそういった

グローバルな視野をもってカリキュラム

改革や、内容の改善といったことも行

われてきたと感じています。

ロンドンに赴任されていた経験も踏

子どもたちが身につけておくべきことは、どの国にも共通して求められているのでは。(梶田)

まえて、板倉室長はこのあたりをどうお考えですか。

板倉 はい、英国には3年7か月おり、英国の良さ、また日本の良さをいろいろ感じることができました。

英国の良さとして、特にロンドンの良さと言っているのかもしれませんが、最も強く感じたのは「多様性の尊重、寛容さ」といったことでした。

ロンドンでは、例えば普通の公立学校の中にも、60か国以上もの国からやってきた子どもたちが通っている学校もあります。外国人の子どものほうがずっと多い学校もたくさんあります。ですが、そういった学校でも、非常にうまく包括的な教育を行っています。学校に限らずそういった文化が英国、特にロンドンにはあると感じました。

一方で、英国の学校を見たことによつて改めて気づいた日本の学校の良さというものもあります。その中で最も大きかったのは、学校における教育環境の良さです。英国では、学校の廊下にゴミが落ちていたり、トイレにトイレットペーパーが散乱していたりといった光景もよく見ました。また授業に遅刻してくる子どもも数多くいるなど、授業における規律がとれていないと感じることもありました。

それに対して日本では、校内の清掃も行き届いているし、時間を守るといった習慣もよく身につけています。これは日頃の先生方の指導のたまものだと思いますが、こういったことの積み重ねで、子どもたちが落ちて着いて学習に取り組むことのできる学校の環境というものが出来上がっているのだなと強く感じました。

もう一つ、英国と日本の学校制度の大きな違いがあります。日本ではどの公立小中学校に就学するかは、居住地によつて決まることがほとんどです。一方英国の都市部では、どの公立学校に通うのかを選択することができます。

自分で選ぶことができるという良さもありませんが、反面、一部の公立学校——例えば外部評価が良かったとか、学力調査の結果が良かったといった学校に人気が集まってしまうといったことも起こります。その結果、家の近所の学校がたまたま人気校で入学することができず、わざわざ離れた学校まで通わなくてはならないとか、第2希望どころか第4希望、第5希望の学校に通うことになり、入学はしたものの転校希望を何度も出し続けるといったことも珍しくないようです。

こういった環境の中でどうしても学

校間格差が生じ、さまざまな問題を引き起こしていると聞いています。また、子どもの自宅の地域と学校の地域とが一致しないことが増えるため、「学校と地域が一体になった教育」が難しくなる点も気になります。

また、学校給食の配膳や教室の清掃が児童・生徒により教育活動として行われているのも日本ならではです。

このように英国と日本とを比較して見ることによって、日本の学校教育がいままで進んできた積み重ねの素晴らしさを改めて感じました。

梶田 なるほど。これまで「日本の学

校教育はこういったところが問題だ」と批判的に語られることが多かったように思いますが、実は日本の学校が守ってきた伝統的な良さもあるんだということですね。

今回の学習指導要領の改訂といった節目に、これまでの取り組みの良さについても再確認し、それを強め、さらに発揮できるようにしていくことも大切ですね。

板倉 その通りだと思います。いま教育改革に取り組んでいるのは日本だけではありません。世界各国が取り組んでいます。特に資質・能力



いたくら ひろし*一橋大学法学部卒業。政策研究大学院大学修士(公共政策)。平成11年文部省入省。体育課、学校健康教育課、教育課程係長、特別支援教育課課長補佐、初等中等教育企画課課長補佐、内閣官房副長官補室参事官補佐、島根県教育委員会総務課長、在英国日本国大使館参事官等を経て現職。

学習指導要領は、かなりの部分で現場の先生方の裁量性が認められています。(板倉)

については、先ほど梶田先生がおっしゃったように共通の方向に向かっていくと思います。

2019年5月にOECDより出されたラーニング・コンパス2030を見ても、資質・能力については、日本の資質・能力の三要素と共通点の多いものになっています。グローバル化が進んだことによつて、教育に関してどの国にも共通することが増えてきているのだと思います。そういった中で、日本の教育についても国際的な観点に基づいてきちんと比較を行い、優れている点はしっかりと伸ばし、学べべきことは学んでいくということが大事だと思います。

新学習指導要領 全面实施！

指導要領を土台に 先生方の創意工夫を生かして

梶田 今回の学習指導要領には「前文」ができました。前文の中で日本の学校教育についての「ビジョン」がきちんと述べられており、これはとても大きな変化だと思います。

現場の先生方にもこの「前文」をも一度読んでいただいて、その上で新しい学習指導要領、そして新しい教科書と向き合っていただくことが大切なのではないかと思っています。

板倉 まったくその通りだと思います。

学習指導要領は、確かに法規性がありますが、事細かく規定しているといった性格のものではなく、大綱的なものです。つまり、かなりの部分について現場の先生方の裁量性が認められているのです。教科書を指導の中でどのように活用するか、教科書以外にどのような教材を使うか、どのような教え方をするかといったことは、学習指導要領をベースにしながら、先生方が自由に創意工夫していただきながら授業に取り組んでいただくことが、本来の姿だと思います。だからこそ「前文」も含めて学習指導要領をしっかりと読んでいただき、土台としていただくことが大切だと思います。

教師という仕事は、教育のプロフェッショナルとして大きな役割を担っていらっしゃいます。我々としてもそこをしっかりと支援していきたいと考えています。

新学習指導要領 全面实施！

決して新しい概念ではない カリキュラム・マネジメント

梶田 カリキュラム・マネジメントも話題になっていますが、これも先ほどおっしゃっていた「先生方の裁量性」と関係していますね。



板倉 カリキュラム・マネジメントは、子どもたちが資質・能力を身につける上で、やはり非常に重要な手段だと思います。

ただ、カリキュラム・マネジメントというと新しくでてきたものという印象があるかもしれませんが、実はそうではないと思います。また、校長や管理職だけが取り組むものと考えている方もいらっしゃるかもしれませんが、それも違うと思います。

例えば、学級経営でいえば、どの担任の先生も、一人ひとりの子どもを見ながらこの学級をどのように良くしていきたいのかということをお考えになつていられると思います。そのお考えが、

各教科の授業づくりや学級活動などさまざまな場面で、さまざまな形で表れてきます。そこに先生方の裁量が発揮されます。とても大雑把な言い方になつてしましますが、これがカリキュラム・マネジメントのベースにあるものだと思います。そう考えると、カリキュラム・マネジメントというのは学校における教育活動に根差し、その質の向上を目指していくものだと思います。

したがって、子どもたち一人ひとりにどのような働きかけを行い、どのような教育活動を行っていくのかということ、現場の先生方から校長先生まで、学校全体をチームとしてとらえて、例えば学校の教育目標といったものとして共有した上で子どもたちの成長という形でしっかりと具現化していくということが、非常に大切になってくるわけです。

これが、大きな意味でカリキュラム・マネジメントが目指しているものだととらえています。

新学習指導要領 全面实施！
**多様な評価で
 多面的な評価を**

梶田 現場の先生方からは、新しい学習指導要領が実施されることによつ

資質・能力の三つの柱は、単純に横並びに三つあるということではないですね。(梶田)

て、評価はどうなるのかといった声も寄せられています。

板倉 はい、確かに皆さん関心をもたれていると思います。評価に関しては、「指導と評価の一体化」ということが盛んにいわれています。これは、今回の学習指導要領改訂の前からいわれ続けてきたことではあります。新しい学習指導要領との関連で、いまその大切さが改めてクローズアップされていると思います。

新しい学習指導要領は育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱としています。そういった中で評価も三観点で行っていくことが必要となります。そして評価したことを指導に結びつけてさらに広げていくことが必要になります。

ペーパーテストに過度に依存した評価や、簡単に見とれる部分だけの評価になつてしまうと、指導と評価が切り離されたものになってしまいます。

評価とは本来、子どもたちの学習改善や教師の指導改善につながるものでなければなりません。その目的を再認識していかなければならないのではないかと思います。

評価にも、さまざまな方法がありま

すが、それぞれに特性があり、良さがあります。また、ペーパーテストによる評価やパフォーマンス評価も大切な評価方法です。そのうちのどれか一つだけで評価を行うということではなく、評価の目的というものをもう一度とらえ直した上で、どの評価方法をとるか、どう組み合わせていくのかといったことを、先生方にはぜひ工夫していただきたいと思っています。

梶田 資質・能力の三つの柱といいますが、それは単純に横並びに三つあるということではないですからね。種類も性格もレベルも異なる三つですから、子どもの実態のとらえ方についてもそれぞれ異なつて当然なわけです。先生方が評価を行う場合には、そのことをぜひ念頭に置いていただきたいですね。

新学習指導要領 全面实施！
**コミュニケーションを
 前提とした評価が大切**

板倉 いま、資質・能力の三つの柱というお話が出ました。学習指導要領が新しくなつて、毎時間の授業にこの三つの柱を盛り込まなければならぬとお考えの方もいらっしゃるようですが、そうではないと思います。この三つの柱のすべてを、常に一つの授業におし

込むということは現実的ではないと思います。

大切なことは、この単元を通してどのような資質・能力を身につけさせようとしているのか、この授業ではどの部分を大切にしようとしているのか——といったことを明確にもつことだと思います。その上で、いかに資質・能力の全体を育てていくことができるか、そういう授業を短中長期を見渡して行うことができるか、さらにそれをどうしたら評価に結びつけることができるのか、伸ばしていくことができるのかということだと思います。

梶田 おっしゃる通りですね。資質・能力の三つの柱のうち、特に「学びに向かう力、人間性等」については、1時間間の授業だけで評価することは難しいし、場合によっては一つの単元で見ることでも難しい。学期単位でも「大丈夫かな」と思うことがあるでしょう。やはり、せめて1年を通して、「学びに向かうためのこういう力が伸びてきたな」とか、人間性として「こういうところにも気づくことが少しずつできるようになってきたな」といったことを見ていく必要があるということですね。

板倉 私もそう思います。評価においては正確性や客観性は当然大切な

のですが、それにとられすぎて、例えば現行の「関心・意欲・態度」を評価するために手を挙げた回数をカウントすることのみをもって評価をするといったことは、趣旨にそぐわないと思います。

また、記録についても大切ではありませんが、毎時間毎時間非常に丁寧に記録をとっていたとしても、普段からのコミュニケーションがまったくない中で学期末や学年末になって急に「あなたの評価はこれです」と告げることが適切だとは思えません。それまでに子どもたちと先生との間にコミュニケーションがなければ、どれだけ客観的な積み上げによる評価だったとしても、子どもたちにとっては「本当に自分のことを見てくれた結果の評価なのだろうか」という疑問を感じてしまうのではないのでしょうか。

やはり、普段から「君は、こういうところがいいね。もっと伸ばしてみたら」とか、「ここをもう少しがんばったら、もっと良くなるんじゃないかな」といった声かけを行っていくことが大切で、これによって先生と子どもとの間で、いわば「評価方針の共有化」ができるのではないかと思います。

先生は、どういうことを目指して授

先生と子どもとの間で「評価の共有化」ができていることが大切だと思います。(板倉)

カジタは
カンジタ!

新学習指導要領
全面実施だからこそ
大切にしていくものを
再確認

学習指導要領が新しくなるいま、何が変わるのか、新しくなるのか、といったことにどうしても目がいてしまいがちです。

しかし、例えば日本の教育の仕組み、学級運営、そして評価など、これまでの日本の学校教育の中で大切にしてきたことが変わるわけではない、むしろ、それらをこれまで以上に大切にしながら、新しい時代に対応していく学習指導要領と向き合うことが大切なのではないか……。

新学習指導要領が全面実施となり、新しい教科書を使った授業が始まるいま、このことをもう一度確認しておきたい。そんなことを改めて思いました。

業を行っているのかということが子どもたちに伝わり、同時に、子ども自身も「いま自分はどの程度達成できているのか」といったことを自分で把握できるようにすることが、評価においては大切なことだと思います。

梶田 そういう先生とのコミュニケーションが、子どもたちの次の学び、次のやる気にもつながりますね。と同時に、そういったコミュニケーションがないままの客観的な指導、客観的な評価には問題があるということですね。

板倉 そうですね。コミュニケーションがない状態では、子どもたちから見ると先生は、とても遠い存在になってし

まうと思います。そういった遠い存在の先生からの評価では、子どもたちはなかなか自分のこととしてはとらえることができないのではないのでしょうか。

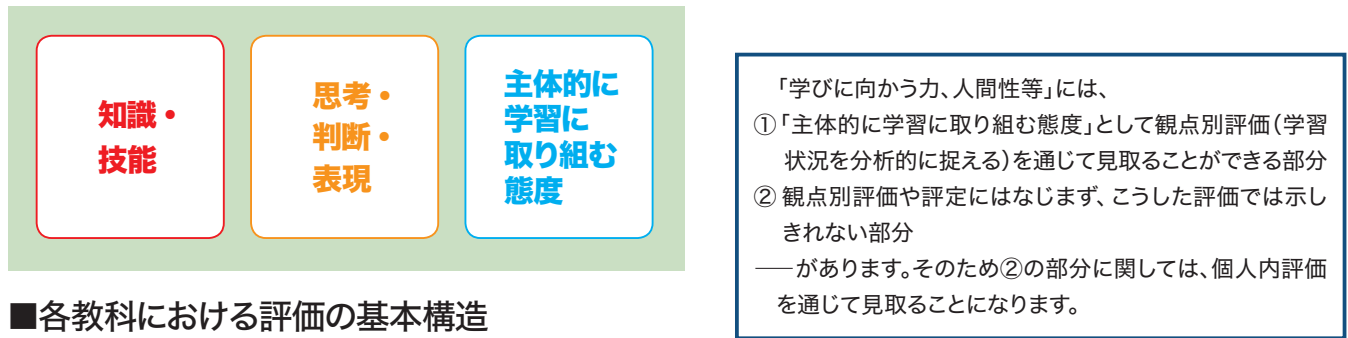
子どもたちに対して「私はあなたを評価する存在だ」ということを強調するのではなく、この先生は自分のことをよく見てくれているという信頼があつてこそ、通知表を受け取ったときに、「あの先生がこう言うのなら、もっとこうしてみよう」という子どもの成長にもつながり、子どもの学習改善という学習評価の目的にかなうのではないかと思います。

*P9 ラーニング・コンパス2030…OECDが提唱するEducation2030内「2030年に向けた学習枠組み」を示す図。

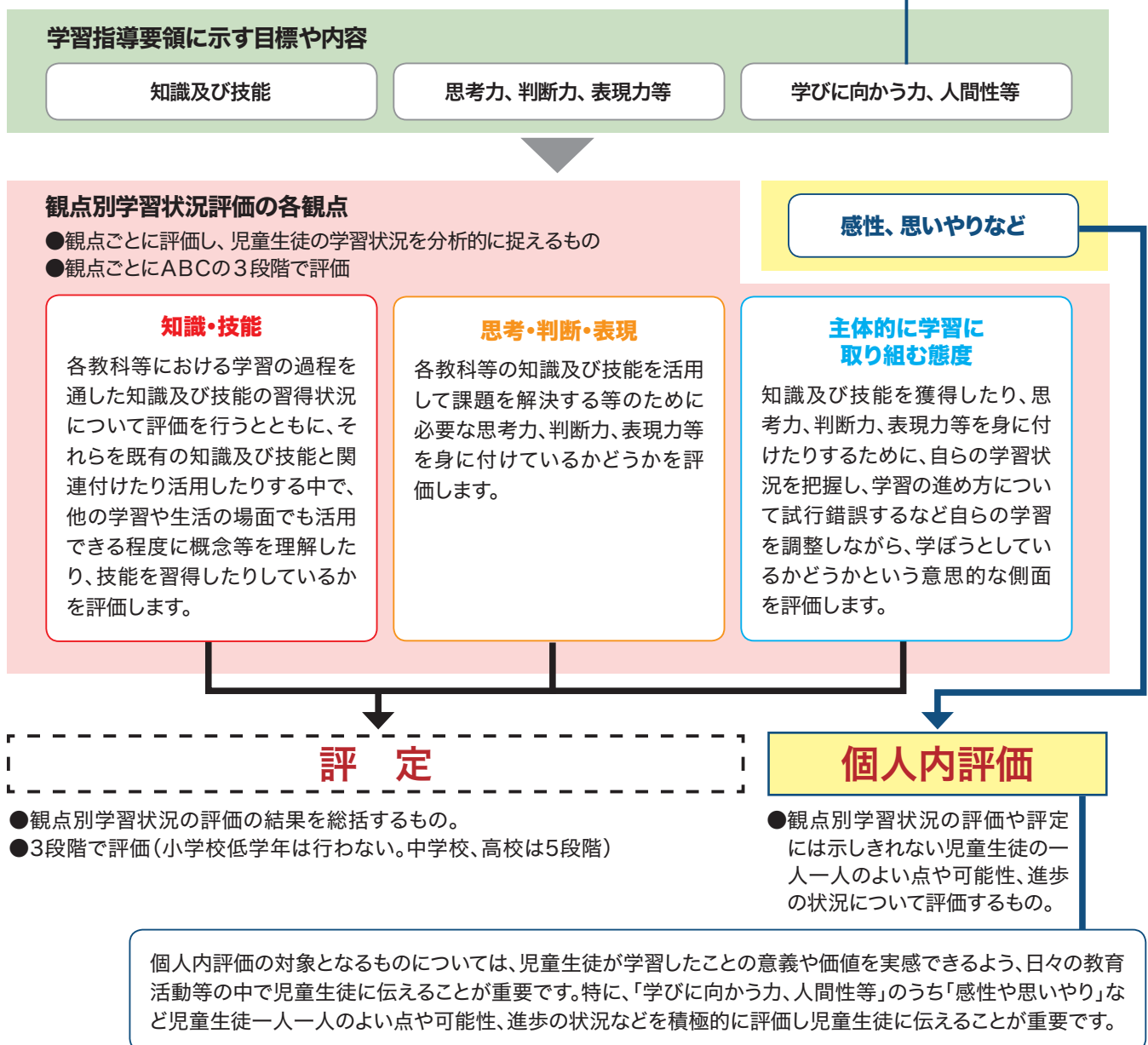
新学習指導要領における学習評価の在り方

2020年度から小学校で全面実施となる新学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で再整理されたことを踏まえ、観点別学習状況の評価の観点については、下の図のように、各教科を通じて3観点到に整理されました。

■評価の観点の整理（各教科を通じて3観点到に）



■各教科における評価の基本構造



※「学習評価の在り方ハンドブック」（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター）をもとに構成しました。
詳しくは、国立教育政策研究所ウェブサイト（<http://www.nier.go.jp/>）を参照してください。



2020年2月発刊予定

すぐに使える 指導資料

指導要録の記入はバッチリ!!



● A4判 / 128ページ
● 定価 本体1,364円 + 税

● Q&A形式でわかりやすい ●

例) 「保護者」の欄の記入方法と解説

Q 「保護者」の欄

氏名	山本 雲
住所	記述の欄に同じ

A 保護者というものは、どんな人か記入する。

Q 保護者というものは、どんな人か記入する。

A 保護者とは、学校教育法第17条(2)の項に対して保護者を行う者として、法律上の保護者でない、親権を行う者のないときは、養育人とする。

● 時代の変化に応じた 具体的な記入方法を掲載 ●

例) 編入学等の欄の記入方法

Q 編入学の場合の指導要録の記入方法

A 児童が外国の学校などから編入学した場合は、編入学が行われた年の指導要録を参考に作成する。その際、当該国にある学校がどのような教育課程や内容を履修しているのか、その内容を踏まえて記入する必要がある。また、日本に入学した児童が編入学する場合、編入学した年の指導要録を参考に、その年以降の指導要録に記入することとなる。



● 通知表の作成にも使える 教科・観点ごとの文例 ●

例) 算数 第2学年

算数 第2学年

指導要録

数の概念についての理解を深め、計算の意味と性質、基本的な図形(正方形、長方形)の概念、面積の概念、標準的な表とグラフなどについて理解し、数量や図形についての感覚を豊かにしている。

加法、減法及び乗法の計算をしたり、図形を構成したり、長さやかさなどを測定したり、表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。

- 4位数までについて、十進位取り記数法による数の表し方及び数の大小や順序について理解し、かいたりよんだりすることができた。
- 2位数の加法及びその逆の減法の計算が1位数などについての基本的な計算を基にしてできることを理解し、計算ができた。
- 長さの単位(㎝、㎖)と測定の意味について理解し、身の周りの具体的な物の長さや体積を測定することができた。
- 物の構成要素を理解し、正方形や長方形を組み合わせて、口ごなどを組み立てたり、物の形を構成することができた。
- 乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすることができ、乗法が用いられる場面や数量の関係を理解することができた。



● A4判 / 160ページ
● 定価 本体1,818円 + 税



業務の効率化をサポート!!

発行: 文溪堂